平成２４年（フ）第６７３８号
大阪府富田林市新家２丁目３番21号
債務者　山畠　近子
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７３９号
大阪府富田林市桜ケ丘町２番55―405号、住民票上の住所大阪府富田林市新家２丁目３番21号
債務者　山畠　雅文
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７５１号
大阪府豊中市末広町３―14―６　サンロード302号、住民票上の住所兵庫県尼崎市東本町２丁目92番地の３
債務者　福本　　学
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２８号
大阪府池田市桃園１丁目９番22号
債務者　川村美佐代
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９７号
大阪府豊中市庄内栄町３丁目13番７号
債務者　皆川　正義
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８５号
大阪府寝屋川市仁和寺本町５丁目９番12号
債務者　松本　千鶴
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１７号
大阪市西成区玉出東２丁目14番15―205号、前住所大阪市西成区南津守７丁目９番22―305号　南津守コーポ
債務者　斎藤ミドリ（旧姓米原）
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４７号
大阪市旭区大宮４丁目４番７号　ジュネス大宮Ⅱ308、前住所大阪市旭区大宮５丁目９番２―1004号
債務者　中村　　聡
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５３号
大阪市西成区天下茶屋１丁目３番14号　大塚荘15号
債務者　長谷川征男
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７０号
神奈川県横須賀市追浜本町２丁目29番地　市営アパートＢ―205
債務者　増田加奈子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２７８号
神奈川県三浦市三崎町六合273番地９　グローリア三崎102、住民票上の住所神奈川県三浦市三崎町六合273番地９　石井荘102
債務者　森島　光代
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２９４号
神奈川県横須賀市森崎３丁目４番Ｄ―14号
債務者　小川　貴洋
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２９８号
神奈川県逗子市久木１丁目５番13号
債務者　藤内みちる
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１号
島根県益田市東町３番３号
債務者　澤江　優記
1　決定年月日時　平成25年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第２７９０号
北海道石狩郡当別町弥生117番地63
債務者　難波　　勉
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７９１号
北海道石狩郡当別町弥生117番地63
債務者　難波　章子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８４３号
札幌市南区石山２条６丁目１番16号　内記荘202号、住民票上の住所札幌市白石区本郷通４丁目北３番１―302号
債務者　廣瀬　俊昭
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部